噴湯丘（大正末期の撮影と推定）

噴湯丘前で撮影（大正 15 年撮影とメモ書きがある）

球状石灰石

噴湯丘や球状石灰石の形成基盤となる石灰華の堆積（湯川左岸の崖壁）

浴槽にも付着する石灰華

重小屋原地区のかつてのすがた（松本市立博物館所蔵）

－　目　次　－

はじめに 1

例言 2

第１章　計画策定の沿革・目的 3
　１　計画策定の沿革..... 3
　２　計画の目的..... 4
　３　委員会の設置・経緯..... 4
　４　他の計画との関係..... 11
　５　計画期間..... 14

第２章　本特別天然記念物の概要 15
　１　指定の経緯..... 15
　２　指定の内容..... 16
　３　調査に基づく本特別天然記念物のすがた..... 22

第３章　本特別天然記念物の本質的価値 76
　１　本特別天然記念物の本質的価値..... 76
　２　本特別天然記念物に係る諸要素..... 76
　３　本特別天然記念物が抱える課題..... 78

第４章　保存・管理 79
　１　基本方針..... 79
　２　保存・管理の方法..... 79
　３　その他の法令..... 89

第５章　活用 91
　１　活用の基本方針..... 91
　２　具体的な取組み..... 91

第６章　整備 93
　１　保存のための整備方針..... 93

２ 活用のための整備方針 93
３ 保存・活用等に関する整備構想 95

第７章 運営・体制の整備 97
１ 基本方針 97
２ 運営体制 97

引用・参考文献 98

巻末資料 99
１ 天然記念物調査報告（佐藤報告） 100
２ 関係法令等抄録 111
３ 様式 125
４ 各種図面 130

注：本計画策定に際して実施した学術調査報告書は、電子データ及び紙媒体により、松本市教育委員会が保管している。

はじめに

特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石（以下「本特別天然記念物」といいます。）は、大正 11 年（1922 年）３月８日に、噴湯丘と球状石灰石について類例が少なく学術的価値が高いとして、天然記念物（動物，植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの）に指定されました。昭和 27 年には、天然記念物のうち、特に重要なものとして特別天然記念物に指定されています。

その後、天然記念物の保存活用の両立を図る取組みが進められてきましたが、指定から約 100 年が経過する中で、自然・社会環境も徐々に変化してきました。また、科学の進歩により、天然記念物として当初認識された価値に加えて、多様な石灰華が織りなす地形にも魅力があることが分かってきました。

そこで、松本市教育委員会では平成 27 年に保存活用計画の策定に着手し、本特別天然記念物の現状を把握するとともに、指定当時との状況の変化や、指定当時には不明だった成因や生成環境等を調査しました。そして、今後も貴重な文化財を将来にわたって守り伝えるための保存管理を行うとともに、より多くの方々に知っていただき、適切に活用を進めるため、特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画（以下「本計画」といいます。）を策定しました。

本計画は、関係者が一体となって持続的に保存及び活用に取組み、それによって本質的価値が保存されつつ、地域振興に本特別天然記念物が貢献し、それによって本特別天然記念物の価値の保存が将来にわたって担保されることを意図して策定されたものです。

末尾になりましたが、本計画の策定に際し、保存活用計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、文化庁、長野県教育委員会並びに関係各位のご指導・ご協力に対しまして厚く御礼申し上げます。

令和２年３月吉日

松本市教育委員会　教育長　赤羽郁夫

例言

1　本計画は、松本市が国宝重要文化財等保存整備費補助金（平成 27 年度～29 年度）及び国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（平成 30 年度～31 年度）の交付を受けて作成しました。

2　本計画策定は、文化庁文化財第二課及び長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課の指導のもとに松本市教育委員会が事務局として実施しました。

3　本書の執筆編集は、白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画策定委員会における協議を踏まえ、松本市教育委員会文化財課文化財担当が行い、専門分野の委員の監修を受けました。